

調達管理番号：20a01107

国名： パキスタン国

担当部署：人間開発部基礎教育グループ基礎教育第一チーム

案件名：パキスタン国学校教育実践強化プロジェクト詳細計画策定調査
(評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2021年3月下旬から2021年7月下旬
- (2) 業務 M/M：現地 0.47M/M、国内 0.95M/M、合計 1.42M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
15日	14日	4日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2月24日(水) (12時まで)
- (4) 提出方法：電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約(単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知：2021年3月9日(火)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 21 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 14 点
 - ④ その他学位、資格等 13 点

(計 100 点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	パキスタン／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし。ただし 2021 年 1 月現在、パキスタン入国時に新型コロナウイルスの PCR 検査陰性証明書の提示が必要。

6. 業務の背景

パキスタン・イスラム共和国（以下、パキスタンという）は、2,280 万人（Academy of Educational Planning and Management (AEPAM)、2016-2017）の不就学児童（Out of School Children (OOSC)）を抱え、その数は世界で 2 番目に多いとされる。特にカチ（Kachi）と呼ばれる就学前教育段階から前期中等教育（9 年生）までの間に毎年 400 万人程度が退学しているとの推計もあり（AEPAM、2016-2017）、基礎教育段階での中途退学が深刻である。

OOSC の問題への対応策としては、就学促進・退学抑止により OOSC の数を減らすことと、退学した人々の受け皿となるノンフォーマル教育（NFE）の提供体制を整備・拡充することの両面が考えられる。JICA はこれまで NFE 分野を中心とした技術協力を実施しており、公教育の機会を享受できない子どもや成人に対するオルタナティブ（代替的）な教育機会の拡充に取り組み、成果を上げてきた。その一方で、毎年 450 万人増加する OOSC の全てを NFE を提供する機関ですべて吸収することは困難であり、並行して OOSC を減らすための対策が強く求められている。

シンド州は、パキスタンの州・行政区の中で2番目に総就学率が低く、OOSCの数はパキスタン全体の約30%を占める。また、特に農村部の貧しい家庭の女子の就学率が低いなど、社会経済状況による格差が大きいことも特徴である。

(JICA、2020)(AEPAM、2016-2017)また同州では、教育分野の国際信託基金であるGlobal Partnership for Education(GPE)の支援の下策定された教育セクター計画において、OOSCに対する平等な公教育へのアクセスを提供することを主要目的の一つに掲げている。このような情勢の下、シンド州政府は公立学校からの退学を抑止する方策の開発・普及に資する技術協力をJICAに要請した。

対パキスタン・イスラム共和国国別開発協力方針(2018年2月)では、教育機会の改善や安全な学習環境整備への協力を通じ、識字率や就学率等の低い教育指標の改善を目指すとしている。また、対パキスタンJICA国別分析ペーパー(2014年3月)においては、教育セクターは個別重要課題・案件に位置づけられている。

これらのことから、シンド州におけるOOSC削減を支援することは、ニーズの観点からも、日本・パキスタン双方における政策的重要性の観点からも必要性が高いと言える。さらに新型コロナウイルス感染症が流行したことで、休校による学習状況の遅れや家庭の経済状況の悪化等によるOOSCの更なる増加が見通されており、早急な対応が求められている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)を確認するために必要なデータ・情報を収集・整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2021年3月下旬~6月上旬)

- ① 要請背景及び内容を把握する。(パキスタン及びシンド州政府の政策文書、関連報告書、要請書等の確認・分析)
- ② 基礎教育分野、特に退学抑止に係る途上国及びパキスタン国内の既存の先行研究、州政府及び他ドナー支援による類似事業等の報告書等の収集を通じて、退学抑止に有効な要因の洗い出し、既往案件での成功・失敗事例の抽出分析を行う。(必要に応じ関係者へのヒアリングを含む。)
- ③ 担当分野について、事前遠隔調査(⑦で後述)や現地調査で相手国関係

機関等から収集すべき内容及び収集方法を検討する。

- ④ 相手国関係機関等への質問項目案（英文）を取りまとめる。
- ⑤ PDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operation）案（いずれも和文・英文）、及び事業事前評価表案（和文）の担当部分や関連部分の内容を検討する。
- ⑥ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。
- ⑦ 相手国関係機関等と本邦からウェブ会議を用いて行う調査や協議（事前遠隔調査）に参加し、情報収集を行う。議事録作成に協力する。
- ⑧ 以下の情報や実態を、相手国関係機関との協議を通じて収集し現状を把握する。
 - 1) シンド州の公立校の学校運営（組織、分掌、校長の職務、予算、学校運営計画、学校クラスター、PTA、地域住民の参画等を含む）に関する制度、実践の現状及び課題
 - 2) シンド州の教員の能力強化に関する制度、実践の現状及び課題
 - 3) シンド州の既往の退学抑止対策に関する制度、実践の現状及び課題
 - 4) 他ドナーとの連携可能性（特に世界銀行、UNICEF、ADB、USAID、ブリティッシュカウンシル等）
- ⑨ 事前遠隔調査の結果に基づく PDM 案、PO 案、事業事前評価表案及びミニッツ案（英文）の作成に協力する。

（2）現地業務期間（2021年6月上/中旬～下旬）

- ① JICA パキスタン事務所等との打合せに参加する。
- ② 相手国関係機関等との協議に参加する。議事録作成に協力する。
- ③ （1）を通じて得られなかった情報や実態に関する情報を追加で収集する。
- ④ 調査団及びパキスタン側関係機関と協議の上、PDM 案、PO 案、ミニッツ案の作成に協力する。
- ⑤ パキスタン側関係機関との協議で合意された内容に基づき、R/D（Record of Discussion）案（英文）の作成に協力する。
- ⑥ 国内準備並びに現地調査で得られた結果をもとに、他の調査団員及びパキスタン側関係機関等とともに評価5項目の観点から評価を行い、事業事前評価表案の作成に協力する。
- ⑦ 担当分野に係る現地調査結果を JICA パキスタン事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2021年6月下旬～7月中旬）

- ① 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

- ② 事業事前評価表案（和文）の作成に協力する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書案（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2021年7月15日までに、次の①②を添付し電子データで提出すること。

- ① 事業事前評価表（案）（和文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒カラチ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2021年6月中の2週間程度を予定しており、具体的な日程は追って決定します。

本業務従事者は、JICAの調査団員に数日先行して現地調査を開始する日程となる可能性があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA パキスタン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり

- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通 訊 備 上：必要に応じ JICA が手配
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：官団員到着後は、JICA が必要に応じ手配します。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部基礎教育グループ基礎教育第一チーム（メール：hmgbe@jica.go.jp、TEL:03-5226-8312）にて配布します。

- ・ 要請書

- ・ Data Collection Survey on Education Sector in Pakistan -Final Report（②の調査に先駆けて実施したローカルコンサルティング会社による情報収集調査の報告書）

- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ パキスタン教育セクターにかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート

- （和文）<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12355541.pdf>

- （英文）<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12355558.pdf>

- ※リンクが機能しない場合は上記文字列をブラウザにコピー&ペーストしてください。

- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

- イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

- ・ 本 文：以下の同意文を含めてください。

- 「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要

な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上